

広島県暴走族追放の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月23日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第 3 号

広島県暴走族追放の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県暴走族追放の促進に関する条例施行規則（平成15年広島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第10条第 8 号」を「第10条第 9 号」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。